

平成22年度第1回政策評価委員会 議事録

- 1 日 時 平成22年6月10日（木） 10：00～12：00
- 2 場 所 公正取引委員会事務総局 官房第13会議室
- 3 出席者

【政策評価委員】

柿崎 平 株式会社日本総合研究所上席主任研究員
小西 彦衛 公認会計士
田中 辰雄 慶應義塾大学経済学部准教授
田辺 国昭 東京大学公共政策大学院院長

【公正取引委員会事務総局】

鵜瀨官房総括審議官，神宮司官房総務課長，向井官房総務課企画官，
杉浦官房総務課長補佐，関根政策評価係長

- 4 議 題 平成22年度政策評価書（案）について

- 5 配布資料 平成22年度政策評価書（案）

資料1 企業結合の審査（平成21年度）
資料2 独占禁止法違反行為に対する措置（平成21年度）
資料3 下請法違反行為に対する措置（平成21年度）
資料4 事業活動に関する相談・指導
資料5 競争政策の普及啓発
資料6 競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化

（資料の掲載は省略）

- 6 議 事 録

【向井官房総務課企画官】 それでは定刻になりましたので，平成22年度第1回政策評価委員会を開催します。本日，委員の皆様におかれましては，お忙しいところお集まりいただきまして，ありがとうございます。なお，東條委員については，御都合により，本日は欠席です。

本日の議題でございますが，平成22年度政策評価書（案）ということで，実績評価書の案が3本，総合評価書の案が3本ございます。そして，既に連絡をしておりますが，今後，政策評価委員会の議事録につきましては公開ということが政府統一で決められております

ので、本日の会合につきましても、後日、議事録を公正取引委員会のホームページにて公開させていただきます。

それでは本日の議題に入る前に、鵜瀬総括審議官から、一言挨拶をさせていただきます。

【鵜瀬総括審議官】 鵜瀬でございます。皆様方にはお忙しいところ、御参加いただきましてありがとうございます。公正取引委員会の行う政策評価も、年を重ねるごとに対象が増えてまいりました。それから、評価手法に関しても、試行錯誤しながら深めていっているところでございます。

本日は、今年度の計画の11本のうちの6本を御覧いただくということでございますが、皆様方の忌憚のない御意見を期待しているところでございます。よろしくお願いたします。

【向井官房総務課企画官】 それでは早速でございますが、議題に入りたいと思います。説明の順番でございますが、まずは資料1の「企業結合の審査」から説明します。その後、資料2と資料3につきましては、平成21年度の実績評価書とあまり変わらないということで、まとめて説明をさせていただき、総合評価書につきましては、それぞれ個別に説明をして、質疑応答をお願いするというように進めさせていただきます。

それでは、まず資料1でございます。こちらは、企業結合の審査について実績評価を行ったもので、毎年度実施しているものです。企業結合につきましては、独占禁止法に基づき、一定規模の企業結合につきましては届出や報告を求めておりまして、それらについて審査を行い、競争を実質的に制限することとなる企業結合を防止するということが、具体的な施策の内容でございます。

施策の目標は、法定の制度で審査期間が決まっておりますので、その期間内に処理するということを目標としております。まず、7の「施策の実施状況及びその効果」でございます。まずは、どのような企業結合が問題となるのかを明確化するという観点から、公正取引委員会では「企業結合審査に関する独占禁止法の運用指針」というガイドラインを公表しております。また、届出等の提出件数を記載しておりますが、平成21年度につきましては、トータルで985件の届出等がございました。後ほど説明いたしますが、今年の1月から平成21年独占禁止法改正法が施行されまして、株式取得につきましては、従来は事後報告制であったものが事前届出制になったなどの制度の変更がございました。変更後の事前届出件数は、平成21年度は1月から3月の間で71件でございました。

続きまして4ページ目です。これら届出等につきましては、法定の届出の前に事前相談

として処理するケースが一般的です。当該事前相談の回答までに要した平均日数を見ますと、平成21年度は24件の事前相談について、平均の処理日数は21日であり、平成20年度とあまり遜色のない処理日数であって、迅速に処理が行われております。

その他、主要な企業結合事例の公表もしております、これは企業結合審査の透明性を確保するという事と、事業者が企業結合を行う際にどのような点がチェックされるのかという事業者の予測可能性を高めるという観点から公表しております。平成21年度は8件の事例について公表しており、事例1件当たり平均で6.3ページ分の情報が掲載されております。また、6ページ目ですが、これら企業結合事例はホームページに掲載されており、こちらのアクセス数をチェックしたところ、平成21年度は6,446件であり、それなりに幅広く関係者に見られているということではないかと思っております。

冒頭に説明いたしました、平成21年度独占禁止法改正法が今年の1月から施行されており、法改正に伴う制度の改正については事前に周知活動を行っています。具体的には、講演会、説明会を開催するほか、ホームページでも新しい制度について情報を提供するよう努めております。

こちらの取組についての評価は6ページ以降に記載しております。

必要性につきましては、言わずもがなですので、説明を省略させていただきたいと思います。

続いて、7ページ以降の有効性でございます。まず項目アの企業結合事案の迅速かつ的確な審査についてです。まず法定の手續につきましては、ほぼすべて待機期間の30日で処理をしており、事前相談案件につきましても30日以内で終えております。

一方で、最近マスコミ等で企業結合審査につきましてはいろいろな批判がございますので、それについての分析をしております。具体的には、企業結合審査について時間がかかり過ぎるのではないかとということが、新聞等で報道されておりますが、これは、分析をいたしますと、企業結合について問題があるかどうかの判断をするには、当事会社から必要な情報が提供されないと審査ができませんので、まず事前相談に入る前に、公正取引委員会といたしましては、必要な書類を提出するよう求めます。最近、大型合併が増えており、このような場合には、多くの分野で事業活動をしておりますので、主力事業以外の分野に係る審査も必要となるため、提出資料の分量が多くなります。これらの提出された資料を踏まえて、公正取引委員会で審査をするという形になっておりますので、トータルの時間で見ますと時間が長くなっているのではないかとということです。

しかしながら、公正取引委員会といたしましても、資料が提出されるまでの間も必要なヒアリングをするほか、事前相談にどういう資料が必要なのかということをおおまかに対外的に明示しており、必要な資料の用意ができるよう配慮をしているところです。

続きまして、外部からの批判として最近ありますのは、8ページ目でございますが、公正取引委員会の企業結合審査では、グローバルな市場を見ていないのではないかというような指摘があります。具体的には、経済産業省の産業構造審議会の部会におきまして、「シェアを測る市場の画定、輸入圧力など競争に対する影響の評価などにグローバルな経済実態が反映されるよう、企業結合審査の考え方・基準の見直し等を実施する」という指摘が報告書に盛り込まれております。これにつきましても、事案によっては世界市場やアジア市場において、市場を画定して分析するなどしており、また、このような考え方は既に企業結合ガイドラインにおいて明記しているところでございます。その他、国内市場で市場を画定する場合でも、輸入圧力等を考慮するという事は既にガイドラインに明記されております。これにつきましては、「平成21年度における主要な企業結合事例」において、世界市場で市場を画定したものや、アジア市場で市場を画定したものを紹介しております。

続きまして、平成21年度から実施しております、企業結合審査による消費者利益の推計でございます。企業結合審査の過程で、当事会社に独占禁止法上の問題点を指摘し、当該問題点を解消する措置が講じられた案件を対象に、問題解消措置が講じられないまま競争が実質的に制限されることになった場合、その市場において、当該商品、サービスの価格が10%値上がりするとして推計しているものです。平成21年度に問題解消措置を採った4件を対象に推計したところ、市場規模は約1兆350億円でしたので、その10%である、約1035億円が消費者利益として確保されたということとなります。この推計方法につきましては、我が国独自のものではなく、欧州委員会においても同様の手法を採っております。

その他、専門的な知識を有する職員の活用も、引き続き行っております。また、最近、企業のM&Aというのは世界市場に影響が及ぶこともあり、海外の競争当局との連携も図っております。具体的には10ページに記載しておりますが、平成21年度はパナソニックと三洋電機の合併審査がございまして、これは二次電池の分野における市場占有率が高くなるということで、各国の競争当局で調査されたものですが、我々公正取引委員会においては、欧州委員会をはじめとする海外の競争当局と情報交換を行うということにより、必要な審査を行ったところでございます。

以上をまとめますと、公正取引委員会といたしましては、定められた期間内に届出等に

基づく審査や事前相談を行っており、迅速な処理を行っているという評価できますし、限られた予算の中で消費者利益の保護も実現できたのではないかと考えております。その他、グローバル化に対応した審査というものも、できているのではないかと考えております。

一方で、今後、このようなグローバル化した企業結合というのは増えてきますので、そういうものについては、より専門的な知識や海外当局との協力というのが必要となる。さらには、その事後検証も必要となりますので、適切な人員を今後も確保するということが必要ではないかと考えております。

続きましては、事業者の予見可能性を高める観点から行っている、公表内容の充実の取組についての有効性の評価です。冒頭申し上げましたが、ガイドラインを公表することにより、どういう点が審査で重要になるのかということは、既に明らかにしております。その他、法定の届出等に入る前に事前相談を受けるというサービスを提供しており、そのスキームは平成14年度から明示しております。その他、企業結合事例集を公表して、公正取引委員会はどういう点をチェックするのか、具体的には、一定の取引分野の画定についての考え方を明記しております。

以上をまとめますと、公正取引委員会といたしましては、公表内容を充実させることにより、まず企業結合審査における事業者の予見可能性を高め、それにより、一定の審査の透明性を確保していると評価できます。

効率性につきましては、先ほど申し上げましたように、法定の期間内に迅速に処理ができていくということ、企業結合審査に要した予算は、大体約3.2億円ということでございまして、先ほど推計した消費者利益1035億と比べますと、それなりに効率的な審査が行われているというような評価ができるのではないかと考えております。

以上をまとめますと、反映の方向性といたしましては、今やっていることを継続していくというのが第一でございますが、一方で、大型案件、国際的な案件等への対応のため、更なる経済分析や専門的な知識が必要になるということで、エコミストや法曹資格者の確保ということがありますので、企業結合審査の体制の整備を図ることが、今後も求められると考えております。

総合的に評価いたしますと、企業結合審査では、迅速かつ的確な審査を行っており、公正かつ自由な競争を維持・促進するために有効であり、効率的に行われたものと評価できると考えております。

これにつきまして御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

【田辺委員】 1点だけです。全体の構成とか、それから評価に関しては、そのとおりであると思っております。1点、8ページの(オ)の消費者利益のところ、10%の価格引き上げが、1年間継続されるということを書いているのですが、審査において、問題点を指摘して、その問題点を解消する措置が講じられたということですが、講じた措置について、おそらく事例集を見れば書いてあるんだろーとは思いますが、具体的に分からないものですから、そういった点の記述も入れていただくと、10%という数字がそんなに無理のない数字であるということが、より明らかになるのではないのかなと思しました。以上です。

【向井官房総務課企画官】 分かりました。御指摘の点を評価書に記載します。

【田中委員】 今の点、僕もちょっと気になっていて、この4件というのは、第2次審査に進んだものということですか。

【向井官房総務課企画官】 平成21年度は、第2次審査に進んだ案件はございません。事前相談が全体で24件ございましたので、その中の4件ということです。

【田中委員】 どういう基準で選ばれた4件なのでしょう。

【向井官房総務課企画官】 問題解消措置を講じたものです。事前相談の結果、何も問題がなければ、問題解消措置を行わないということが当然ございます。この4件につきましては、事前相談の際に、当事会社から、営業譲渡をするというような問題解消措置を採ることについて申し出があったものです。

【田中委員】 了解しました。消費者利益はあくまで目安としての数字ですね。

【柿崎委員】 市場規模とは、当事会社のシェアではなくて、市場全体であり、その10%が消費者利益ということなんですね。

【向井官房総務課企画官】 そうです。

【柿崎委員】 9ページの(カ)に、専門的知識を有する職員の活用が非常に重要だということが掲げられています。最後の反映の方向性の部分でもこの部分に触れられていて、確かに非常に重要な部分だと思うんですけども、その割にはこの9ページの記述が少し漠然としていると思います。定量的に人数を示すなどして、それでも足りないんだというような展開に持っていったほうがいいのかなと思しました。

それと、9ページの、消費者利益の推計の根拠である10%の説明の注書きですが、非常につまらない指摘なんですけれども、この「なお」以下が、全部1文でつながっていて非常に読みづらいので、もう少しわかりやすく書いたほうがいいと思います。

【向井官房総務課企画官】 御指摘を踏まえまして、修正させていただきます。

【小西委員】 6 ページに、「制度改正による届出者の負担軽減に努めた」とあるのですが、これは、改正の内容や手続きの変更などを分かりやすくしたという意味ですよね。現在の記載だと、制度そのものが、負担が軽減されるような仕組みになったというようにも読めてしまうのですが。

【鵜瀬総括審議官】 届出書の書類を少なくした、といったような意味での負担軽減であるかのように読めてしまうということですね。そうではなく、分かりやすくお知らせしたということで「負担軽減」としているものです。

【神宮司官房総務課長】 要するに、スイッチングコストが企業側にあまりかからないようにしたという意味なのですが、意味が明らかになるようにします。

【小西委員】 どのように負担が軽減されたのかを付記すれば良いと思います。

【向井官房総務課企画官】 今回の制度改正自体も負担軽減となっております。株式取得の届出要件である売上高の水準が上がっており、届出の段階も、3段階が2段階になったという意味では、制度改正自体の負担軽減ということもあります。この点は前段で記載しておりますが、御指摘の箇所につきましては、若干ミスリードが生じ得る記載だと思いますので、修正を検討させていただきたいと思います。

【向井官房総務課企画官】 その他、何かございませんでしょうか。そうしましたら、資料2「独占禁止法違反行為に対する措置」、資料3「下請法違反行為に対する措置」の説明に移りたいと思います。

まず資料2の「独占禁止法違反行為に対する措置」でございます。これにつきましては、毎年度継続的に評価を行っておりまして、大きな枠組みもあまり変わっておりませんので、データを中心に説明させていただきます。

まず2 ページ目の、施策の実施状況でございます。申告件数でございますが、平成21年度は2,794件ということで、平成20年度からは若干減っております。

続きましては3 ページ目ですが、事件処理の内訳を表2に記載しておりまして、全体で130件の事案を処理しております。表3でございますが、法的措置を採ったものを行為類型別に記載しておりまして、全体で26件を処理しており、価格カルテル5件、入札談合17件、不公正な取引方法などの違法行為4件となっております。

続きまして、4 ページ目の表4でございますが、引き続き不当廉売に対する申告が来ておりまして、これらの迅速処理に関するデータとなっております。申告件数は、平成21年

度は8,979件,そのうち,迅速処理の件数といたしましては,全体で3,225件でございます。

課徴金納付命令の推移でございますが,平成21年度の課徴金納付命令総額は過去最高の,約360億円となっております。ただし,この中には,過去に法的措置をとって,平成21年度に審決により納付を命じたというものも含まれております。刑事告発は,平成21年度はありませんでした。

5 ページ目の課徴金減免制度ですが,平成21年度は85件の課徴金減免申請があり,課徴金の対象となるカルテル事件が,22件あったうち,課徴金減免制度が適用されたもので,公表されている事案は21件でございます。

入札談合等関与行為防止法でございますが,国交省,防衛省につきまして,それぞれ問題があったということで,改善措置要求を行った事件がございました。

以上を踏まえ,8 ページ以降で評価をしております。構成は昨年来あまり変わっておりませんが,特筆すべきこととして,まず社会的な認知度として,日刊新聞の報道量を測定しているところ,平成21年度は増えております。具体的には8 ページの表8ですが,公表1件当たりの平均報道量は2,045行です。

報道量が増えた理由といたしましては,7 ページ目に戻りますが,やはりインパクトのある事件,社会的に関心が高い事件を取り上げたということが影響しているのではないかと思います。特に,フランチャイズ・チェーン本部の優越的地位の濫用事件でございますが,これにつきましては報道量が5,000行を超えており,それを広告費用に換算しますと,約3.6億円分の記事が載ったということでございます。このように違反事件に対する公正取引委員会の措置に関する認知度が高まりますと,独占禁止法の一般的な予防効果もあり,未然防止に寄与するとこととなります。インパクトのある事件を取り上げて,それが社会に広く認知されるということは,意義深いということではないかと考えられます。

続きまして8 ページ目,こちら平成21年度から行っている消費者利益の算定でございます。平成21年度につきましては,課徴金の額が過去最高ですが,消費者利益を推計いたしますと,平成20年度を下回る約1204億円でございます。これには,様々な要因が考えられますが,先ほど申し上げましたように,課徴金納付命令総額には,過去に法的措置を採った事案の課徴金額が入っておりますが,消費者利益の換算においては,それらは反映されていないことや,平成20年度は,カルテルの初期の段階で公正取引委員会が処理をした結果,違反行為の実行期間が短いために,課徴金の額が少ないものがあつたり,違反事業者の市場におけるシェアがあまり大きくなかったというような点が考えられます。消費者

利益はあくまでも推計でございますので、課徴金の額と必ずしも連動するというようなものではないと思っております。

9 ページ目の効率性でございます。事件処理期間を短くすることが効率性に資するという考え方から、事件処理にどれぐらいの期間を要したかということの評価しております。平成20年度ですと平均して11か月でしたが、平成21年度は12か月となっており、平成20年度より1か月多く時間を要しております。この要因につきましては、平成21年度は、ブラウン管事件とか、クアルコム的事件等、国際的事案について、外国事業者への調査を行ったため、国内企業と比べて、時間がかかってしまったことが影響したと思っております。国際的事案を除きますと、平均では10か月となり、これは平成20年度と比べて遜色がないと思えます。

10 ページ目でございます。審査に要した費用として、大体が人件費ですが、約41億円でございます。それに比して、消費者利益は約1204億円でございますので、費用に比べた効果として、効率性が評価できるということでございます。

反映の方向性として、毎年書いておりますが、不当廉売は引き続き申告が来ておりまして、社会的なニーズも高く迅速処理を求められておりますので、一層の審査体制の強化というのが必要ではないかと思えます。

一般的な事件処理担当部門の一層の体制強化ということにつきましても、平成21年度の独占禁止法改正におきまして、不公正な取引方法の一部についても新たに課徴金の対象となりました。課徴金の算定等には、やはり時間がかかりますので、迅速かつ厳正な処理をするためには、審査体制の強化が必要です。その他、内部的なりソースの強化も必要ではないかということでございます。

総合的に評価いたしますと、課徴金の額も過去最高でありまして、独占禁止法違反行為に対して厳正に対処するという目標は達成できたのではないかと思っております。

続きまして、資料3の「下請法違反行為に対する措置」でございます。こちらにつきましても、平成21年度から構成自体は大きく変更はございませんので、ポイントだけ説明をさせていただきます。

まず、施策の実施状況及びその結果として、3 ページでございます。下請取引の性格上、下請事業者から違反に係る情報はあまり多くは寄せられないものでございまして、公正取引委員会では、積極的に情報を得るために、書面調査をしております。平成21年度は、平成20年度に比べて書面調査数は大幅に増加しており、親事業者に対しては約3万6000件、

下請事業者には約20万件の調査票を送っております。

その結果は4ページ目の、下請法違反被疑事件の処理状況でございますが、平成21年度は、勧告が15件、指導が3,590件でございます。勧告件数につきましては、過去最高である平成20年度の15件と、同様の水準であり、指導件数につきましては、平成18年度以降、最高となっております。

表4でございますが、下請法違反事件では、下請事業者に生じた損害を解消させるような措置を勧告又は指導することがありますが、これにより下請事業者に支払われた支払遅延利息及び減額分の返還状況を記載しております。

以上が実施状況でございますが、それを踏まえた評価が6ページ以降でございます。平成20年度と変わった点のみを説明いたしますと、平成21年度の日刊新聞報道量は1,328行と、平成20年度に比べて減っておりますが、平成18年度、平成19年度とは遜色のない状況となっております。

続きまして、新たに評価に加えたのが、7ページのエの下請法違反行為に対する措置によって直接保護された下請事業者の利益です。下請法の目的は、下請取引の公正化及び下請事業者の利益の確保であり、このような観点から、どのように下請事業者の利益が確保されたのかという記述を新たに加えたものです。

具体的には、下請代金の遅延利息及び減額分の返還額を用いて評価しておりまして、平成21年度においては、5億8906万円が下請事業者の直接的な利益として保護されたということです。

続きまして効率性でございますが、やはり、下請法違反行為を迅速に処理することが効率性に資するということであると思っております。まず勧告につきましては、表7でございますが、勧告の平均処理日数は、平成20年度の218日から、平成21年度は278日と増えております。これは、勧告を行った15件はすべて下請代金の減額事件であり、減額の場合には、減額分を返還させるための事実認定が必要となりますので、それらの証拠収集等に時間を要したということがございます。

指導につきましては1か月以内で処理したものが約95%、6か月以内で処理したものは約8%でございますが、迅速な処理ができていると思っております。

反映の方向性といたしましては、10ページ目でございますが下請法違反行為はなくなっていくということで、引き続き調査体制の強化を進めて、より多くの事案処理を迅速に進めていく必要があると考えております。

総合的評価といたしましては、平成15年度以降、勧告件数は最高であったこと、指導件数も平成18年度以降最高であったことから、下請取引の公正化を図るという目標は達成しており、処理期間についても一定の効率性が達成されたと考えております。以上でございます。

資料2及び資料3につきまして、御意見、御質問等がありましたら、よろしくお願いたします。

【田辺委員】 2点ほどあります。1つは、資料2の4ページの不当廉売に係る部分です。不当廉売の申告件数が急増しており、注意件数も急増しているということは分かるのですが、不当廉売に対して注意することにより、不当廉売が抑制されているか否かというところが分かりません。4ページの最初のところで、厳正な対処として7件の警告を行ったということですが、この警告を行った対象が、例えば表4-2の注意件数のうちの酒類とか、それから石油製品とか家電製品であるならば、警告しても大して効果がないということにもなりかねないので、警告の対象とした具体的な分野とか、警告が注意件数にもたらす全体の傾向に与える抑止力とまでは言いませんけれども、影響といった点についても分析をしていただきたいという感じがあります。

注意件数が増えるということは、ある意味では、市場の特定の業者が、どうせ不当廉売をやっているんだらうと行って申告してきて、それに対しておそらく、公正取引委員会の側が相手側の企業に対して注意するんだらうとは思いますが、それは要するに公正取引委員会に注意させて、お互いに注意させ合戦を煽るというようなことにもなっているんだらう。それは公正取引委員会にとっても、それから不当廉売をやっている企業間にとっても余りいいことだとは思いませんので、抑制の方向に向けて何らかの効果があるのか否かというところは、若干記述が必要ではないのかなと思ったというのが1点目です。

それから2点目は、次の5ページのところで、課徴金の対象となり得たカルテルの中で課徴金減免制度が適用されたのが21件で、この課徴金制度の持つ影響力と言いますか、活用されている、という感じはするんですけども、他方、全体の申請件数と、課徴金減免制度が適用された事件数との間の関係というのは、どういうものになるのでしょうか。つまり、課徴金減免制度に基づき企業の側が申請はしたけれども、適用はされなかったということなのではないでしょうか。この乖離がどういうことなのかが、いま一つ分からないものですから、何か説明ができれば入れておいたほうが良いと思ったというのが2点目です。

資料3については、直接保護された下請事業者の利益を計算していただいて、アクションの結果の効果が非常にはっきり見えるようになったので、それは評価したいと思います。以上です。

【田中委員】 単なるクエスチョンですけれども、不当廉売の場合、注意した後はどのようなようになるのでしょうか。注意したらそこでおしまいなんのでしょうか。実態として、注意によって不当廉売は改善されていると理解して良いのでしょうか。

【向井官房総務課企画官】 注意の場合、繰り返し不当廉売を行うような事業者には、事案に応じて、来庁させて再度注意をします。ただ、通常、注意の場合には、既に行為をやめているから注意でとどまっているというケースが多いわけで、注意によって不当廉売は改善されているケースが多いものと考えます。

【田中委員】 注意によって効果が上がっているのであれば、そのことは、分かるようにしておくといいような気がします。注意によって、どのくらいの不当廉売行為が抑止されているのか、私も良く分かりませんので、分かるようにしたほうがいいと思いました。

あとは、これは単なる個人的な質問ですけれども、社会的認知度の新聞報道量の5,000行の広告費が3.6億円というのは、ページの面積換算か何か計算したんですか。

【向井官房総務課企画官】 ここは、後ほど、広報・広聴活動に関する政策評価で出てきますが、このような広告費の集計をする会社がございます、そこをお願いをして集計してもらっております。新聞報道量を面積に換算して、当該面積に広告を出すとどのくらいの費用がかかるのかということ計算したものです。

【田中委員】 大体分かりました。

【神宮司官房総務課長】 先ほどの不当廉売の注意についての御質問の点ですけれども、不当廉売への注意については、事業者へのフォローアップ調査を常時やってはいませんが、注意を受けた事業者は特定されておりますので、注意を受けた事業者が、ある程度の期間内に繰り返し注意を受けたかどうかは分かります。ですから、数年間の中で注意を繰り返し受けている企業の割合は、実際には、それほど多くはありません。注意というのは、将来の違反につながる行為がないようにという趣旨で行うものですので、そういう意味で、一度の注意で、かなりの事業者がその趣旨を理解するようになったということが言えるのではないかと考えております。

【田中委員】 分かりました。

【柿崎委員】 資料2ですけれども、インパクトのある事件を取り上げて、その結果と

して報道量が増えて、それが抑止効果につながっているということで、これは非常にごもつともだと思います。ただ、そのインパクトのある事件を積極的に取り上げたというのがどういうことなのか、少し分からない部分もあります。これは、インパクトのある事件とインパクトのない事件があつて、その中で優先的にインパクトのある事件を取り上げたので、インパクトのない事件は取り上げなかったということではないと思いますが、このような点をどのように表現すべきかと。つまり、インパクトのある事件を取り上げたからこそ、成果が上がったというような非常にシンプルな書き方となっているのですが、それは違うのではないかとということです。

もう一つそれに関連付けていうと、インパクトのある事件というのは、この文面だけを讀むと、報道量のある事件というように、ほぼイコールでとらえているようなのですが、仮にスキャンダルの要素があるものでも報道量は増えると思います。なので、単に報道量だけではなくて、おそらく市場規模であるとか、あるいは国民生活にかなり直結するとか、何らかの考え方があつてインパクトのある事件であるということを明示しておいたほうがいいのかと思います。そして、このようなものであるからこそ、報道機関も積極的に取り上げたのだらうとして、考え方を示すべきなのかなというのが1点です。

それと、資料3ですけれども、これを拝見すると、毎年実施されている書面調査が極めて重要なものであるということが改めて分かりました。非常に重要なものであるからこそ、どのようにサンプリングしているんでしょうか。毎年、同じような企業に、ランダムにサンプリングしているのか、あるいは何かの基準に基づいて毎年サンプリングしているのか、この辺りの記述もあつたほうが良いと思います。

それと、5ページの表4ですけれども、支払遅延利息の支払状況と減額分の返還状況として事業者数と金額が出ていますが、この数字をどのように受けとめていいのかというのが、よく分かりません。表の上の項目エに説明文がありますが、この数字自体がどういう意味合いを持つのかというのがよく分からない。つまり、支払をした親事業者数は、本来支払うべき親事業者のうちの100%なのかどうか。おそらくそうなんだろうと思うんですけども、何かしらこの数字を評価できるような補足情報みたいなものを一緒に説明してくださいと、しっかりと指導されているんだな、あるいはモニタリングされているんだなというのが分かるだらうと思います。数字だけ見ても、それがいいことなのか悪いことなのか、よく分からないということです。

例えば、支払遅延利息の支払状況、一番左側のほうですね、平成21年度支払を行った親

事業者数が61社とあるじゃないですか。この61社というのは、そもそもどういう数字なのかと。

【向井官房総務課企画官】 公正取引委員会が勧告や指導をして、実際に支払をした親事業者数で、公正取引委員会が把握している数字です。

【柿崎委員】 それが、表3とか表2とかとの関係で分かると、すごくいいと思うんですけども。表3にあるのは支払遅延の件数で、この表4というのはその中で利息を支払わせたというケースという趣旨なのでしょうか。

【向井官房総務課企画官】 そうです。

【鶴瀬総括審議官】 もっと言えば、支払遅延利息を支払うまでの指導を行った件数が61件で、そのベースとなる支払遅延を行った違反行為は790件です。

【田中委員】 全体の支払遅延は790件あったということですね。

【鶴瀬総括審議官】 はい、そうです。790件というのは勧告及び指導件数の総数なので、勧告のほか、遅延利息の支払の指導を行ったものとそうでないものがありまして、支払をするよう指導を行ったものが、表4に出てくるということです。減額についても同じです。

【柿崎委員】 それで、その790件の指導を行った結果が61社なのか、あるいは、何らかの条件で61社が抽出されて、そこにきちんと指導を行った結果、100%の親事業者から支払われたのかということによって、随分違うと思うんですよ。

【鶴瀬総括審議官】 そうですね。それは分かるように書いたほうがいいと思います。

【向井官房総務課企画官】 書面調査の調査対象、送付先ですが、中小企業庁と公正取引委員会でも共通の名簿データベースがありまして、それぞれどちらが担当するかということが、まず分かれています。その中から、一定の資本金で区分をいたしまして、そのような事業者に対して、毎年調査票を送っておるということでございます。

【鶴瀬総括審議官】 今のは親事業者の話です。親事業者に関しては、資本金の大きいところについては担当名簿の全数に送付して、資本金の小さいところについては4年間にわたって全数に送付しています。

下請事業者は、調査対象の親事業者に下請事業者の名簿を出してもらいまして、これは膨大な名簿になるわけですけども、その中から無作為抽出しております。その抽出率を平成21年度は上げております。

先ほどの、田辺先生の御指摘について、不当廉売に対する注意の意味合いというのをどのように書いていくかということですけども、結局は不当廉売について申告が引き続い

で行われてきており、特に平成18年度から平成20年度にわたって急増しておりますので、ここはニーズが高まったととらえるしかないと思っています。

そして、御説明を入れていなかったかもしれませんが、不当廉売に関しては、ガイドラインを出しております、平成21年度に改定しているんですけれども、特に、ここで問題となっている酒類、石油製品、家電製品については、原則として、すべての申告について処理をすることとして、その代わり迅速処理のスキームを採るという特殊な取扱いをしております。したがって、申告があったものはすべて処理するということになっています。このことの是非についての議論はもちろんあると思いますけれども、私たちとしてはやることにしているもので、それが、効果がないと見るのかどうかということについて言うと、注意案件については私どもが調べに入った時点で終わっていることが多いので、もちろん長期に継続しているということであれば、注意ではなくて、もっと厳正に対処するという、影響を評価した措置レベルになっているわけで、注意で終わらせているということは、影響としては余り大きくないと考えています。

したがって、私たちの施策体系としては、申告が来た場合については迅速処理をするということになっているので、注意という措置が有効かどうかということ、結局そのスキームが有効かどうかという議論をしなくてはいけなくなります。委員がおっしゃったように、注意させ合戦になっているんじゃないかという御指摘については、そういう見方もあるだろうとは考えておりますが、しかし、それに関してどういう政策があるのかということになると、それはメニューとして違うことを考えなきゃいけないということで、この政策評価のスキームの中で、その議論を取り込んでいくことは難しいと考えました。

それから、もう一つの御質問の課徴金減免の件数の差でございます、資料2の5ページですけれども、例えば平成21年度は85件の申請があり、適用された事件数として21件となっています。この件数の差の説明としては、このページの上のほうに、提供していただいた情報を整理、蓄積して、その中から審査事件に持っていくという一般的な情報処理の仕組みを書いておまして、これは課徴金減免制度に基づく申請でも同じやり方をとっております。つまり、申請は、情報の一つであるということであり、その情報の確実さ等を吟味した上で、事件化していくというプロセスがあります。よって、これは先ほどの不当廉売のように、申請が来たら直ちに着手ということにはなっておりません。

それからもう一つ、あまり大きな要素ではありませんが、課徴金減免の申請をしたことを内密にしたい事業者もありますので、事件処理後、申請をしたことについて、その対象

であったということを公表していかどうかを一つ一つ確認して、公表しても差し支えない、あるいは公表してくださいという方についてだけ公表しています。よって、5ページの表7の「課徴金減免制度が適用された事件数」とありますが、これは正確には、「課徴金減免制度の適用が公表された事件数」ということになります。

【小西委員】 資料3について、柿崎委員のコメントに関連しますが、5ページの表4と7ページの表5にも言えるんですけども、柿崎委員がおっしゃったこの数字自体の意味合いということもありますが、別の角度から見ると、平成20年度の金額が大きいわけですね。表5で言いますと行数が多いということですが、これも何か説明をつけておいた方が良いと思います。文章では当然のことながら、平成21年度の説明をさせていただいているんですが、年度ごとの変動というか、時系列で比較した時の情報もあると良いと思います。もっとも、これは、その時々の評価内容の構成によると思うんですけども。

それから、同じ資料3の3ページですけども、事件調査の端緒のうち、書面調査によるものが3,728件とあります。これは、親事業者と下請事業者を合わせた数字ですけども、お手元では内訳の数字は、当然把握していらっしゃるのでしょうか。つまり、親事業者にとって、この調査は、いわば自分が義務を果たしているかどうかということの確認調査で、他方、下請事業者にしてみれば、自分の権利を主張するというような感覚もあるかもしれませんが、権利が保全される、保護されるという意味の回答になると思うんです。そうすると、この書面調査により、その事業者の立場によって把握できる端緒となる件数割合とも言えますか、実際の調査件数に対する割合が違ってくるんじゃないかと思うんですが、そのあたりを記載することで、この調査手法を採用することの意味合いがより理解できるんじゃないかなと思うんです。

【鶴瀬総括審議官】 極めて形式的なお返事をする、3,728件の意味ですけども、これは新規着手件数のうち、書面調査が端緒であった事件数が3,728件ということです。単位は事件数です。書面調査では、親事業者1社に対して、下請事業者は何十社も存在し、調査しておりますので、親事業者、下請事業者の両方から情報が出てきたものもありますし、親事業者の調査票を見ておかしいと思ったものについて、下請事業者の書面を複数見て、事実が分かる場合もあります。つまり、違反事件数と書面調査で提出された調査票の数は1対1で対応していないんですね。独占禁止法ほどじゃないですけども、下請法の場合も端緒と事件数は1対1に対応しません。

【小西委員】 分かりました。それから、資料2ですが、5ページの(5)なんですけ

れども、端緒というのは色々あるだろうと思うのですが、端緒を得るために工夫をしている、あるいはリソースの有効活用という意味で、職員の能力の向上を図るとか、そういったことに触れてはどうかと思います。端緒を得るために工夫することによって、有効性、効率性について評価できるのではないかと思うのですが。

ただ、端緒については、あまり明らかにすると、手の内を公にするようなものである気がしますし、私自身は判断つかないような部分ではあります。工夫もしているというようなことが入ると、もう少しいいのかなという気がしたのですが。

【向井官房総務課企画官】 端緒の工夫につきましては、委員がおっしゃったように、手の内情報になる可能性もありますので、詳細には書けないと思います。記載できるのは今の5ページに書いている程度であろうかと思っています。

【田中委員】 資料3ですが、新規の下請法違反被疑事件のうち、書面審査で着手したものが約3,700件で、申告によるものが105件ということですが、申告はなぜこんなに少ないのでしょうか。世の中的にはいろいろ聞くんですが、実際には申告は来ていなくて、調査してみたら約3,700件の違反行為があったということですよ。要するに、違反行為はあるけれど、下請事業者が申告してこないということですよ。

【鵜瀬総括審議官】 そうです。下請法違反に関しては、被害者側からの情報提供が期待しにくいということがあるのでこういう大規模な書面調査方式を採っています。下請法において、いつでも調査できるという権限を明記しています。独占禁止法の場合は、違反の疑いがあった場合に調査権限があるとされていますが、下請法に関しては、違反の疑いなくても調査できる権限がありまして、それにより書面調査をしています。申告は105件と、ちょっと少ないと思われると思いますが、平成20年は152件、平成19年は145件でして、平成16年度以降の数字は書いておりませんが、平成16年度から比べると非常に増えてきています。

【田中委員】 これでもかなり増えてきたほうなんですね。

【鵜瀬総括審議官】 非常に増えてきたと思っています。従来は、私どもは、下請法違反の被害者から申告をいただくのは、親事業者との関係を切っても良いというような、追い込まれた状況で行われると認識していました。そのため、優先的に着手していたんですけども、この数年は日常的に情報提供をいただけるようになりまして、むしろ独占禁止法違反の申告と同じような扱いもできるようになってきました。つまり親事業者との取引は続けながら、申告もする下請事業者が出てきていると認識しています。

【田中委員】 最終的には喧嘩を覚悟で申告するため、なかなか申告が出てこないという事ですね。下請法違反の場合、違反をした親事業者名は公表されるんですか。

【鵜瀬総括審議官】 勧告の場合には公表しております。

【田中委員】 カルテルなどと比べても大きな事件だと思いますけれども、あまり報道されませんね。親事業者で、割と問題を起こしやすいような企業というのはあるのですか。

【鵜瀬総括審議官】 報道について、上場企業ですと扱いが大きいかなと思われませんが、実際にはベタ記事が多くなっています。同じ企業が何度も勧告されたという例はないです。

【田中委員】 指導はどうでしょうか。何度も指導されるということはあるのですか。

【鵜瀬総括審議官】 指導の場合には、2回目、3回目ということもありますが、勧告の場合には何度も勧告を受けるという例はありません。過去に指導対象となった事件で、勧告をするというようなのはあり得ると思います。

【田中委員】 個人的な意見ですが、指導を受けた事業者を全部一覧表にして、データベースにして公表してはどうでしょうか。要するに、こういう事件を起こすのは恥ずかしいと親事業者が思うようになって、自社の評判に傷が付くということになると、「そんなことを言ったら公正取引委員会に言いますよ」と下請事業者が一言言うだけで圧力になるわけです。だから、そういう雰囲気を作っていけば、もうちょっと申告も増えるのではないかと考えているのですが。

【向井官房総務課企画官】 制度的には、平成15年度以前は、勧告に従わない場合に公表するという事で、公表がそれなりの強い意味があるという制度だったのが、平成16年度以降はその規定がなくなりまして、勧告は公表するという事になっております。これを踏まえますと、勧告以外の指導を公表するという事は難しいのではないかと考えます。

【神宮司官房総務課長】 私たちが難しいというよりも、公表するという事は、当然、企業の社会的評価を低下させる行為でございますので、名誉を棄損するという枠組みに入ってくる話でもあります。

【田中委員】 しかし、指導ということは、何か問題があるから指導するんですよ。

【神宮司官房総務課長】 勧告の場合、公表を前提としているため、当然、相手の企業との間でそれなりの手続を踏んでおり、反論の機会も与えております。また、企業の社会的評価を低下させるということを役所がするのであれば、相当の根拠というものは、持っていなければいけないということになります。

【田中委員】 指導の場合には、それほどの根拠は持てないということでしょうか。

【神宮司官房総務課長】 下請法が独占禁止法と違うのは、勧告は行政処分ではなくて行政指導ということです。下請事業者が申告できない理由と同じように、その違反行為に係る下請事業者側の名前を親事業者に出すことができないので、立証の手段というのも非常に制約をされます。そのため、下請法の措置は、その性格上、行政指導ということになっております。そういった中で、勧告・公表は、企業の社会的評価を低下させるようなことにもなり得るため、慎重にならざるを得ないというところです。

【柿崎委員】 申告の場合は親事業者にばれるので、申告できないけれども、書面の場合にはばれないと下請事業者は思っているからこそ書けるということになるんですが、何か安心させる材料があるんですか。

【鵜瀬総括審議官】 申告の場合でも、書面調査に対する回答の場合でも、私どもが調査に着手するときには情報源は絶対に親事業者に明らかにならないように、二重、三重に隠します。したがって、申告も書面調査も同じなんですが、公正取引委員会に出向くというものの心理的負担と、書面調査に回答して「減額されたことがある」というところに丸をつけて返すというのとは、負担感が違うのだらうと思います。

【柿崎委員】 そうすると、そういう負担感の少ない仕組みが他にもあると、潜在的にはもっと違反行為が出てくる可能性があるということですね。

【鵜瀬総括審議官】 そうですね。書面調査の数を増やせば、もう少し広範囲に違反行為を拾えるようになるかもしれないと思います。

【柿崎委員】 それは、コストとの関係で難しいのでしょうか。

【鵜瀬総括審議官】 そうですね、あとは、先ほどの議論にも関係しますけれども、下請法違反に関しては、運用方針としても違反行為の未然防止の方に注力したいということもあります。親事業者の自主予防とか、あるいは、下請事業者を啓発して、下請法違反行為と思うことがあったら、下請法違反じゃありませんかと声をあげてみてくださいというようなことを中心にやっております。

【田中委員】 課徴金納付命令やカルテル事案の場合は大きく報道されて、企業にとっては社会的な名声に傷つく上に、金額においても大きなサンクションなんですけれども、下請法はこの点からいうと、違反しても、後から遅延利息や減額分を支払えば良く、違反事業者にとっては、守る意義というのが余りない形になっていると思います。よって、もう少し実効性を高めるような方法があると良いと常々思っているものですから、先ほどのようなことを申し上げました。以上です。

【向井官房総務課企画官】 それでは時間もありませんので、資料4の「独占禁止法相談ネットワーク」の総合評価に移ります。

まず相談ネットワークですが、これは、全国の商工会議所・商工会を、中小事業者の相談窓口として活用し、それにより、独占禁止法や下請法に対する相談や苦情を容易に行えるような仕組みを作るというもので、これにより、独占禁止法違反行為の未然防止や、取引の公正化を図るという施策です。今回、政策効果の把握の手法としましては、アンケート調査やヒアリング調査を行っております。具体的には2ページに記載しておりますが、書面アンケート調査として、全国の主要な商工会議所、商工会298か所にアンケート票を送付して、146件の回答がありました。その他、全国の主要な商工会議所、都道府県商工会連合会等59か所への個別ヒアリングと、中小事業者については帝国データバンクに委託して、ランダムに抽出して、電話の聞き取り調査を実施しております。その他、独占禁止法の講習会をしておりまして、そちらの出席者からのアンケートを行っております。

具体的な施策の実施状況ですが、相談ネットワークの取組自体は、平成10年度から始まったものです。まず、相談ネットワークを活用してもらうには、知ってもらう必要があるということで、周知活動をしておりまして、ポスターやパンフレットを作成して、全国の商工会議所・商工会に配布しており、ポスターは2,400部、パンフレットは48,000部を配布しております。

また、商工会議所には、商工会議所が中小事業者にアドバイスするという役割を担う経営指導員が全国で約8,000人います。経営指導員に対して、公正取引委員会は、独占禁止法や下請法の基礎的な知識を習得していただくため、経営指導員向けの研修会等を実施しており、平成21年度では25件開催しております。これは、全国の商工会議所等の経営指導員約8,000名のうち約25%が参加しているということになります。

その他、公正取引委員会では毎年、独占禁止法の相談事例集を出しておりまして、全国の商工会議所等に配っております。

また、中小事業者向けに独占禁止法の知識を習得してもらうための取組として、全国9か所で、中小事業者を対象とした独占禁止法の講習会を開催しております。

続きまして、本施策の評価ですが、まず、必要性について、アンケートやヒアリングの結果に基づいて記載しております。

まずアンケート結果でございますが、相談ネットワークにつきまして、必要かどうかを聞いたところ、79%が「必要である」と回答しております。なぜ必要なのかということで

すが、個別にヒアリングをしたところ、商工会議所等は中小事業者にとって身近な存在であることから、このようなネットワークは有効であるとして、相談ネットワークの必要性を示す回答が得られております。

また、中小事業者に対して電話のアンケートをしておりますが、独占禁止法や、下請法の具体的な違反行為を例示して、「このような行為があったらどうしますか」と聞いたところ、「相談したい」という回答が86%を占めております。さらに、その際の相談先を聞いたところ、「商工会議所・商工会に相談する」という回答は、全国で見ると55%、地方で見ると67%となっております。この理由としては、やはり、商工会議所、商工会は中小事業者にとって身近だということです。以上のように、商工会議所等を活用した相談窓口というのは、中小事業者にとっては必要なものと評価できるということです。

公正取引委員会では、相談ネットワークを周知するためにいろいろな活動をしておりますが、まずは知ってもらわないと活用されませんので、当然周知活動は必要です。また、相談ネットワークの活用においては、経営指導員が的確なアドバイスをすることも必要ですので、当然、経営指導員に対する啓発活動というものも必要でございます。

また、講習会ですが、独占禁止法、下請法の説明のほか、併せて中小事業者からの相談も受けております。最近ですと、公正取引委員会では、これらとは別途、中小事業者向けに移動相談会などの取組がございまして、それらを踏まえすと、講習会において、個別の相談を受けるということの必要性は乏しくなっているのではないかと考えられます。

以上、必要性について説明しましたが、続いて有効性について分析しております。実際に、相談ネットワークがどれぐらい利用されていたのかという点ですが、平成21年度で公正取引委員会が把握している限りで相談ネットワークが利用された相談件数は7件となっております。もちろん、相談に当たっては、商工会議所等からアドバイスを受けたというようなことは明示されないことも多く、実際よりも少ない件数になっているということがあります。それを踏まえても、利用件数は余り多くないということになります。商工会議所からもヒアリングをしておりますが、会員からも、余り使われていないというような回答が寄せられています。

商工会議所等に、相談ネットワークの存在自体を知っているかを聞いたところ、余り知られていないというような実態もあると思われれます。その他、相談ネットワークが利用されていない理由としては、商工会議所等は、自身の取引先の親事業者と関係があったりして相談がしづらいなどの理由が挙げられています。

以上をまとめますと、相談ネットワークの取組が知られていないのではないかとということが考えられ、取組が知られることになれば、有効性は高まるのではないかと考えております。

相談ネットワークの運用のための具体的な取組ですが、周知活動としてパンフレットやポスターを配っているのですが、これがなかなか見てもらえてないということもあり、一方的にパンフレットやポスターを配付するという手法は余り評価ができないのではないかと考えております。

続きましては、経営指導員に対する啓発活動ですが、商工会議所等へのアンケートでは、相談の態勢自体は整っているという回答が66%となっております。しかしながら、相談ネットワークに係る態勢が整っていないとする理由を詳しく見ますと、独占禁止法や下請法の知識がないという経営指導員もおりまして、これらの経営指導員が的確に相談に対応できるように、さらなる啓発活動が必要であると考えられます。

続きまして、中小事業者に対する講習会ですが、これにつきましては、アンケートを見ますと、講習は有益であったという回答です。しかしながら、全国8か所程度での開催で、700名程度の参加ですので、全国の中小事業者数からすると微々たる数であり、本講習会を継続することは、本当に有効なのかという疑問があります。

以上を踏まえますと、反映の方向性としましては、相談ネットワークの取組自体は必要であり、継続していく必要があると考えております。

しかしながら、たくさんの課題があるのではないかと考えます。第1点といたしましては、相談ネットワークの周知活動として、一方的にパンフレットやポスターを送るというだけでは効果は余りなく、これらは抜本的な見直しが必要ではないかということです。具体的には、12ページに記載しておりますが、例えば、商工会議所等が会員向けに会報を出しておりますが、そういうものを利用してPRをするとか、政府広報を利用するとか、いろいろな手法があるのではないかと考えております。

第2点としまして、経営指導員に対する啓発活動ですが、相談の窓口になる方ですので、更にきめ細かに啓発活動を実施する必要があるのではないかと考えております。

最後に、中小事業者向けの啓発活動でございますが、先ほど申し上げましたように、全国の中小事業者に占める講習会参加者の割合というのは微々たるものですので、講習会自体は継続する必要はないのではないかと考えております。廃止を含めた抜本的な見直しが必要ではないかと考えております。

これに代替するものとしたしましては、経営指導員が中小事業者に独占禁止法を説明できるようにするとか、商工会議所等が主催するセミナーに公正取引委員会の職員を派遣するなど、より有効な啓発活動が必要ではないかと考えております。

以上まとめますと、総合評価といたしましては、相談ネットワークの取組は必要ではありますが、現行の周知活動など、具体的な取組については、抜本的な見直しをする必要があるのではないかと考えております。これにつきまして、御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

【田辺委員】 全体のロジックは非常に明確ですし、アンケート調査の結果で、商工会議所等が一番相談したい機関であるというニーズがあって、その理由は身近であるということ、ただ、現行では商工会議所等の相談員の力が余りないということと、そもそも中小事業者の方々が、相談ネットワークがあることを知らないということがはっきり出ています。また、それに対する対応としては、ポスター作成や、講習会はやめるとかいうことは、そのとおりに納得します。

ただ、これは、政策評価の問題ではないとは思いますが、その後の代替策として、ここに挙げられているもので本当にうまくいくのかなということが、若干疑問ではあります。もっとも、評価の先の話なので、特に中心的な議論ではないのかもしれませんが。

【向井官房総務課企画官】 担当部局におきましては、この政策評価を踏まえまして、この先の取組については検討するというようなスケジュールとなっております。

【柿崎委員】 私も、非常にメリハリのある評価でいいなと思いました。今後の進め方なんですけれども、確かに商工会議所、あるいは商工会全体に一気に周知徹底させるというのは非常に難しいかなと思います。あの方々もかなり忙しくいろいろなことをやっていますので、その中でこの独占禁止法、下請法についての知識、あるいは関心がどの程度あるかという、かなり心もとない気がいたします。ですので、全体に情報を流すことも重要なんですけれども、それと同時に、何か一部を徹底的に深掘りしていくとか、例えば中小企業庁さんの方で、中小企業応援センターというのが4月から始まっています。これは全国で100か所の拠点が設置されていて、そこを中心に地域の商工会とか商工会議所といった諸機関が連携をとりながら地域の中小事業者を応援していこうというものでして、こういう拠点が設置されています。例えばそういったところで、大きなメニューの一つとして掲げていただいて、中小企業庁さんと一緒になってやっていくとか、全体の底上げをする一方で、一部を深掘りしていくというような取組も必要かと思いました。

【小西委員】 7ページの一番下から8ページにかけての相談ネットワークが利用された件数ですけれども、「取り次ぎ」という言葉が使われておりますので、最初に持ったイメージは、商工会議所等と公正取引委員会とで何か連絡があつて、例えば取り次ぎますから送りますというような形で、案件が伝わるというイメージを持ったのですけれども、そうではないんですね。

【向井官房総務課企画官】 いろいろなやり方があるかと思います。私が聞いたところ、まず商工会議所等が公正取引委員会に電話して、担当部署を確認して、どこに相談すればいいのかということを取り次いで、会員に教えるというような方法もあると聞いております。

【小西委員】 すると、その商工会議所なりの対応になるということなんですね。

【向井官房総務課企画官】 はい。いろいろなやり方があると思いますし、商工会議所等によって、経営指導員のレベルが高いところだと、そのまま基礎的なことを回答して、特に公正取引委員会には相談が来ないということもあろうかと思います。

【小西委員】 なるほど、そうですか。

それから、12ページの（ウ）の講習会の開催について、最初の10行ぐらいが少し読みにくいです。

【向井官房総務課企画官】 わかりました。表現振りにつきましては、分かりやすいよう修正をさせていただきたいと思います。

（神宮司官房総務課長、退席）

【向井官房総務課企画官】 そのほかにございますか。ないようでしたら、資料5の「競争政策の普及啓発」として、公正取引委員会の広報・広聴活動についての評価に移ります。

施策の具体的な内容ですが、公正取引委員会の活動を、新聞発表やホームページにより広く国民各層に情報提供し、さらには国民各層とコミュニケーションを採るということを通じて、競争政策に対する国民の理解を図るというものでございます。その結果、最終的には事業者や事業者団体については独占禁止法の未然防止が図られ、国民からの意見が競争政策に反映されるということになります。

政策効果の把握の手法でございますが、今回は、ウェブアンケート調査をしております、一般国民1,000名からアンケートをとっております。また、公正取引委員会で把握している新聞記事につきまして、業者にお願いして、広告換算するとどの程度の金額になるのかを出しております。

その他、独占禁止法教室という公正取引委員会職員による出前授業なのですが、この参加者に対して毎回アンケートをしております、この結果を評価しております。

次に、具体的な施策の実施状況ですが、まずは新聞発表です。公正取引委員会はいろいろな施策をしておりますが、それを世の中に知らしめるというような観点からプレスリリースをしております、平成21年度は278回実施しております。そのうち、主要なものにつきましては、その背景等を更に深く説明するという観点から、記者レクを実施しております。その他、毎週水曜日に事務総長が定例的に会見をしております、この場でもいろいろな施策について御紹介しております。また、これらの情報につきましては、定期的にメルマガを配信して、周知を図っております。

2番目の取組といたしましては、一般的に公正取引委員会を知ってもらおうというような観点から、パンフレット等の資料を作成しております。最近ですと、ウェブサイトを利用いたしまして、パンフレット等もすべてダウンロードができるというような形になっております。

3番目ですが、将来の社会人である学生に対しまして、独占禁止法を早期に知っていただくということで、学校教育を通じた普及・啓発を行っております。平成14年度以降のもので、中学、高校、大学と順次対象を拡大して実施しているもので、平成21年度ですと47回の出前授業を開催しております。これは公正取引委員会の職員が授業に出向いて、我々が何をやっており、独占禁止法が消費者の利益にどう関与しているのかというのを説明するという取組です。累計で、全国190か所で開催しております、1万4,000人が参加しております。

4番目でございますが、国民からの意見を聞くということで、広聴活動も行っています。独占禁止政策協力委員を全国の有識者150名に委嘱して、この方々に対して定期的に情報を提供して、更にその地域の実情に基づく政策的な意見をいただくというものでして、定期的に会合を開いて意見交換をしています。

これに加え、別途、協力委員に限らず広く有識者からの意見をいただくということで、地方有識者との懇談会を実施しております。当方からは委員、事務総長、地方事務所長等が出席するもので、平成21年度は88回の会合を行っております。

これらの実施状況に対する評価が6ページ以降でございます。大部になりますので、かなり省略して説明させていただきたいと思いますが、広報活動全体の必要性としては、独占禁止法について理解をしていただくということは、事業者にとっては、独占禁止法の未

然防止が図れるというような効果があり、一般消費者にとっては、独占禁止法を知ること
で、違反があれば公正取引委員会に申告するとか、談合等を監視するという自衛効果のほか、消費行動を通じてその企業の違反行為を抑止するという牽制効果、消費者も当然民間企業の従業員にもなることによる予防効果といった、様々な効果が期待されると思っております。

広聴という観点からは、地域の実情や有識者の意見を施策に反映ができるものと評価できます。このように、広報・広聴活動については、当然必要な施策ということでございます。

続いて有効性ですが、今回は、国民各層の競争政策に対する理解がどれほど増進したのかということを中心に評価しております。評価に当たっては、ウェブアンケートの結果を主たる材料としております。ウェブアンケート回答者の属性は、7ページの図2、8ページの図3に書いてありますが、年齢、地域などに、偏りがないようにしておりますが、一方で、属性に応じた答えを知りたいということもありますので、民間企業、自営業、弁護士、学者、教育関係者等については、一定数の回答が得られるような調査にしています。

具体的な評価内容について、まず、報道発表です。報道発表のウェブサイトについて、ウェブサイトで公正取引委員会の新聞発表資料を見たことがあるかを聞いたところ、全体の5.9%しか見たことがないという結果でした。これは、我々が何もしなければ、なかなか情報が広く一般には届かない状況であると言えるところと考えます。

一方で、新聞発表を受けて、日刊新聞に掲載されることがありますが、1世帯当たり、0.98部の割合で新聞は読まれておりますので、このように日刊新聞に掲載されることにより、広く国民に情報が届くという仕組みができ上がっているのではないかと考えております。このような観点から、新聞発表の有効性については、どれだけ新聞に取り上げられたのかということで評価できると考え、公正取引委員会の個別の活動に関する新聞記事のうち、2009年1月から12月において、公正取引委員会が把握した新聞記事について広告換算をいたしました。この結果、広告費は推計約9.2億円となります。公正取引委員会の広報関係予算は、総額で2033万円ですので、これに比しますと、かなり大きな額と言えらると思っております。

このように、新聞に取り上げられた要因としては、公正取引委員会が情報を流すだけではなく、例えば、記者レク等を通じてきめ細かに事件の背景やその調査の背景といったことについて説明をした結果ではないかと思われま

新聞発表の内容自体につきましても、ウェブアンケート調査をしております。こちらは、まず新聞報道の中からいくつかサンプリングして、これらを読んで評価をしてもらうという方法となっています。その結果、「役に立つ」、「興味がある」、「研究や学習に活用したい」といった意見が寄せられています。さらに回答者の属性別に見ますと、弁護士は、52%が「役に立つ」という回答をしており、内容自体はそれなりに役に立つという評価を得ています。一方で、課題といたしましては、文章や用語が分かりやすいとか、イラストが分かりやすいというような評価はほとんどなく、こういった点について、今後改善していく必要があるのではないかと考えています。

続きまして、10ページのその他の一般的な広報資料の作成・配布でございます。今、個別の事件とか調査の広報について説明をしましたが、それらを理解するためには、まず、一般的に公正取引委員会が何をやっているかということや、独占禁止法の枠組み、公正取引委員会の役割についての理解を深める必要があり、いろいろなルートを通じて理解を深める必要があります。これにつきましては、最近ですと動画も配信しておりますが、月平均で700件のアクセスがあります。

一方で、公正取引委員会の各種広報資料を見たことがあるかアンケートしたところ、1,000人中4.9%しか見たことがないということでした。よって、今後は更にこれらが活用されるように周知を図る必要があるのではないかと思います。アンケートでは、動画を実際に見てもらった上で評価を聞いておりますが、「役に立つ」とか、「興味がある」というようなプラスの回答はありましたが、内容が分かりやすいとか、図表、イラストが分かりやすいという評価は少なく、今後の改善の余地があると考えます。

続きまして、ウェブサイトですが、アクセス件数は平成21年度では全体で270万件ということで、月平均では23万件のアクセスがあります。公正取引委員会のウェブサイトアクセスしたことがあるのかアンケートをしたところ、6.6%が見たことがあるということでしたが、例えば、公正取引委員会の業務に関係ある弁護士に聞くと、48%が見たことがあるとしており、比率が高くなっています。具体的な評価内容を見てみますと、専門家は高く評価する一方で、一般消費者からは、一般消費者向けの分かりやすいコンテンツがあまりないのではないかとというような評価があります。これに対して、公正取引委員会といたしましては、今年の4月に子供向けや一般消費者向けのコンテンツも作成しています。

4番目の地方有識者の懇談会等の広聴活動ですが、これにより、有識者の意見、国民が何を望んでいるかということが政策に反映されることとなり、当然必要な施策だと思って

おります。有効性ですが、独占禁止法協力委員として150人に委嘱をしていますが、平成21年度はそのうち88人からヒアリングをして、公正取引委員会に対してざっくばらんにいろいろな意見をいただいています。広報に対しては、いろいろな指摘があったため、それを踏まえた形で、先ほど申し上げた新しい広報の取組をやっていこうということに結び付いたものでして、具体的な施策にも役立っていると評価できます。

さらに、協力委員や地方有識者との懇談会は必要、有効なのかとアンケートしたところ、多くが、「有意義である」、「ある程度有意義である」というような回答をしております。

続きましては、15ページの学校教育を通じた普及です。これにつきましても、学生は将来の社会人予備軍ですので、早目に独占禁止法を知っていただくということは当然必要であり、開催回数も増えております。学校サイドのニーズにより実施しているものですので、当然必要性のある取組と考えられます。

有効性につきましては、16ページ、17ページでございますが、授業を受けた生徒にアンケート調査を行ったところ、理解ができたとか、満足できたというようなプラスの答えをいただいています。また、この取組自体について、ウェブアンケートでの評価を聞いたところ、79%が「有意義である」、「ある程度有意義」といった回答を得られておりまして、有効性は高いのではないかと考えられます。

18ページですが、広報活動の効率性ですが、先ほど申し上げましたように、予算額に比して、新聞にもいろいろ取り上げられているという側面をとらえますと、それなりの効率的な活動ができていないのではないかと考えられます。

最後に反映の方向性でございますが、今の予算規模においては効率的に必要な施策をやっておると評価できますが、まだまだ取り組むべき課題もあるのではないかと考えております。例えば、国民のニーズを把握して、当該ニーズに沿った活動をするとか、各種の施策の開催回数を増やすとか、我々の活動について周知するというようなことが課題ではないかと考えております。

最後に総合的評価でございますが、各種の広報、広聴の取組は、公正取引委員会の認知を高め、取組回数を増加させ、内容を国民各層のニーズに合致するように絶えず改善するというような課題はあると思いますが、競争政策に対する国民的理解の増進を図るには、必要かつ有効であったと評価できると考えます。

駆け足でございましたが、今の説明につきまして、御意見、御質問がありましたらお願いいたします。

【田中委員】 すごい充実した評価書でしたね。いや、別にこれを褒めてもしょうがないのですが、すばらしかった。

【小西委員】 大変大事な仕事ですからね、委員会にとって広報というのは。

【田中委員】 昔に比べて、随分力が入っている感じがしますね。

【柿崎委員】 どうでもいいレベルの指摘だと思うのですが、17ページの表の一番上、中学生よりも大学生のほうが、「理解できた」というのが極端に低く、中学生が60%で、大学生が7%、これは何故なんですか。

【田中委員】 これは、中学生と大学生のやっぱり気持ちの差ではないですか。

【鶴瀬総括審議官】 授業内容も違いまして、中学生はゲーム形式のものを入れたりしておりまして、大学生にはカードゲームなどはしないので、その違いもあると思います。

【柿崎委員】 そうですよ。同じものをやって、これだとおかしいですよ。

【田中委員】 同じものをやったとしても、大学生のほうが理解できたとは答えないかもしれませんよ。

【向井官房総務課企画官】 アンケート対象の受講生は教養課程の学生であり、また、理学部とか工学部とかも入っているところまでして、あまり法律は分からないという方も入っているところですよ。

【田中委員】 今後の反映の方向性として、教材を良くして、やり方を改善していくという方法と、予算を増やしたり、規模を拡大していくという方法があると思うのですが、どちらなのでしょう。両方といえば両方なのでしょうけれども。

【向井官房総務課企画官】 国民のニーズといたしましては、コンテンツの充実と回数の充実というニーズがありますので、両方目指せればと考えております。

【向井官房総務課企画官】 その他ございますか。ちょっと時間もございませんので、もしないようであれば資料6の最後の総合評価書に移らせていただきたいと思います。

最後に、競争政策研究センターにおける、共同研究の実施や公開セミナー、公開シンポジウムの開催についての評価です。施策の具体的な内容ですが、公正取引委員会の職員や経済学者、法学者、実務家の協働により共同研究を行い、独占禁止法の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的・実証的な基礎を強化するというような取組でございます。また、その成果を広く世の中にも発信するため、公開セミナーや国際シンポジウムを開催しているものです。

政策効果の把握手法としては、2ページ目の6でございますが、共同研究については、

学識経験者や職員に対してアンケートを実施しました。公開セミナー、国際シンポジウムにつきましても、参加者からアンケートを行っています。

具体的な取組ですが、まず共同研究です。平成21年度につきましては、3ページの表1の共同研究テーマを行っております。いずれも、競争政策に関係のあるテーマを選び、それぞれ学識経験者、職員が協働で研究するというスタイルをとっております。

続きまして、公開セミナーですが、平成21年度は3回開催しております。テーマは1つ目が東アジアの競争法と日本の競争政策への示唆、2つ目が独占禁止法審判決の法と経済学、3つ目が会社法と独占禁止法の交錯です。国際シンポジウムですが、これは海外の競争政策関係者を招いておまして、平成21年度は「東アジア諸国の経済発展における競争政策の役割」をテーマとして開催しております。

以上につきまして、評価が5ページ以下でございます。必要性として、いろいろ書いておりますが、要約しますと、独占禁止法等の執行や競争政策の企画・立案・評価を行う上での理論的な基礎を強化する役割を担うという意味で、競争政策研究センターの専門研究というのは必要ということです。その際には、職員、学識経験者、実務家、それぞれが協働することにより、コミュニケーションをとりながら知識の蓄積を図っていくことは必要であると思っております。

具体的には、「経済学の実証分析の手法を合併審査等の実務に活用したいのだが、実際に寄与する学術的な論文等が少ない」というような指摘もありますので、そういうものについて、公正取引委員会で共同研究をする必要性は高いのではないかと思います。

公開セミナーの開催ですが、ホームページに募集案内を掲示しますと、すぐに募集定員に達しておまして、開催のニーズは高いと思っております。

このように、必要性が認められる施策でございますが、有効性については以下で検討しております。共同研究につきましては6ページ目でございますが、共同研究のテーマの選定に当たっては、例えば学識経験者ですと、自分の趣味に合ったテーマを検討したいというような意見もありますが、そういうものにならないよう、職員、経済学者及び法学者から企画案を募集し、それが、現状の競争政策を取り巻く課題に適合しているかどうか、理論的、実証的基礎の強化になるのか、実施した施策の適切な評価に資するか否かというような観点から評価をいたしまして、最終的には競争政策研究センターの所長が、ふさわしいテーマかどうか選定するということになっております。

また、このような共同研究につきましては、節目、節目で職員や外部の方も招いた研究

会や中間報告等をやっております。平成21年度は34回開催いたしまして、延べ600人が参加をしており、この過程を通じていろいろな意見が出されており、こうした活動からも、知の蓄積ができていないかと思えます。競争政策研究センターの活動に参加した職員、学識経験者にアンケートをしたところ、表4のとおりでして、学識経験者は大体、「非常に参考になった」、「参考になった」というようなプラスの回答をしております。具体的な評価ですが6ページに書いておりますとおり、実務と研究というもののかけ橋になったというような、プラスの評価をしていただいています。さらに、共同研究の成果は、実際の公正取引委員会の企業結合の審査等にも生かされております。

このように、職員、経済学者及び法学者の三者が協働することにより、一定の有効性が認められると思っております。また、競争政策研究センターのホームページに共同研究報告書をアップしておりますが、アクセス件数をみますと、平成21年度は7,302件ということで、広くいろいろな方がアクセスされているのではないかと考えております。

続きましては、公開セミナーでございます。これは、平成21年度は3回開催しておりますが、会社員、大学教員、弁護士、学生などが参加しております。公開セミナーへの評価についてアンケートをしたところ、8ページに図1で書いておりますが、概ね「内容が大変充実していた」という、プラスの評価をいただいているところです。また、公正取引委員会のホームページに公開セミナーの資料や議事録を掲載したり、雑誌で紹介されたりすることにより、研究成果が広く知らしめられております。

続きましては国際シンポジウムでございますが、これも同様に、幅広い参加者が参加しております。国際シンポジウムへの評価につきましてもアンケートをしたところ、図2に書いておりますように、「大変充実していた」、「充実していた」というプラスの評価が大半でしたので、こちらについても、やはり有効なものであったということでもあります。

続いて10ページの効率性です。公開セミナー、国際シンポジウムについては、様々な方法により参加者の募集を行っておりますが、参加実績のある方をメーリングリスト化しております。その方にセミナーの開催案内をするという取組をしております。これによって効率的に募集活動を行っております。その他、公正取引委員会のホームページや、例えば、国際シンポジウムには、日本経済新聞社や財団法人公正取引協会と共催しております。そちらのメディアを通じて開催案内を掲載するというような募集を図っております。このように、効率的に人を集めるよう取り組んでいるということです。

最後に、予算自体はわずかでございますが、全体で約2200万円という限られた予算の中

で、先ほど申しましたように、共同研究を8テーマ、共同研究にかかる検討会を34回、公開セミナーを3回、国際シンポジウムを1回開催しており、低予算で効率的な活動を実施して、競争政策に関する理論的・実証的基礎の強化を図っているという評価ができるのではないかと考えております。

最後に、反映の方向性でございますが、この競争政策研究センターの認知度が低いという指摘もあります。よって、今後、認知度を高めまして、活動内容を広く周知し、関心を高め、このことによって、共同研究にいろいろな人が参加することとなり、結果、研究成果の質的向上につながるようなサイクルになるように、今後取り組む必要があるのではないかと考えております。

以上を踏まえますと、この施策につきましては、理論的・実証的基礎を強化するという方向に向けて、一定の寄与をしたという評価ができるのではないかと思います。以上です。

これにつきまして、御意見、御質問等ございましたら、お願いいたします。

【田辺委員】 1点だけです。7ページの共同研究に対する評価を見ると、簡単に言えば、学識経験者は「よくやった」という評価で、職員の方々は、「うーん、どうかな」という評価になっていると思います。これをどう評価するのかということです。おそらく、研究テーマが学術的過ぎて、実務には使えないのではないかとというのが、一つの意見だろうということです。この共同研究と、我々なんかで大学でやっている研究等の割振りというのでしょうか、ここでやる共同研究の売りというのか、方向性をもう少し打ち出すことが必要ではないのでしょうか。共同研究のテーマに関しては、あまり突っ込みたくはないですが、そういった点を取り上げていただければと思います。

もう1点は、共同研究を行ってそれを認知させる時に、誰を対象としているのかがいま一つわかりません。検討会や共同セミナーに参加した人は、おそらく、「非常に良いイベントだった」と言うと思います。参加者数について、検討会は1回の参加者が20名ぐらいになっていて、公開セミナーでは100名弱になっています。今後、参加者数を拡大させる方向に進むのか、それとも参加者数はこの程度に止めておいて、クオリティーの向上につなげるのか、どちらなのでしょう。特にお金がないところではどちらかを選択するという判断をせざるを得ないと思いますので、そういった点について、今後の話なので、評価の中で書くべきことではないのかもしれませんが、反映の方向性のところで、もう少しこのようなことも記述していただければと思います。以上です。

【小西委員】 この7ページの、共同研究の評価の部分なのですが、共同研究の成果を

実務に活用するということが一番大事であると言いますか、目標であるし、意味のあることだと思うのですが、実務に活用されているということ、何か少し例示ができると思います。例えば、このようなことで分析手法に活用されたなどを具体的に書くと、実務への活用ということがアピールできるのではないかと思います。

【鵜瀬総括審議官】 記載のある企業結合審査以外に記載できるものがあるかどうかは、検討します。

【田中委員】 直接、実務に役立つ研究ばかりではないものを行っているのですよね。

【鵜瀬総括審議官】 共同研究のコンセプトとして、業務上、この勉強が必要だというものをやるのではなく、直接何々に役に立つとか、どこそこの部局のニーズを受けてやりましたというものではありません。この方針で今まで行ってきたので、反映の方向性のところで、共同研究の内容の一層の充実を図る必要があるという際に、その共同研究のコンセプト自体も検討すべきということもあるかとは考えています。

【小西委員】 確かに、例えば目先で役に立つといったテーマばかりではないと思いますから、むしろここにも書かれている理論的・実証的基礎を強化するというのが必要だと思います。

【鵜瀬総括審議官】 これまでの趣旨はそういうことでした。

【田中委員】 趣旨はそうですね。コンサルティングではなくて、研究所という位置付けですから。

【鵜瀬総括審議官】 そのため、結果に対する職員の一般的関心も低いということもあり得ます。しかし、これが問題でして、これは共同研究のコンセプト自体の話となりますので、反映の方向性というよりも、今後、コンセプト自体を検討しないといけないと思っています。

【田中委員】 あまりここで言うことでもないかもしれませんが、共同研究の認知度を上げるのに一番簡単な方法は、競争政策研究センターの職員で、非常に図抜けたスポークスマンが出て、個人の名前で各種外部の公開セミナーや、学会への参加や、論文を多数出すようになると、認知度もぐっと上がると思います。今は、外部の研究者、経済学者がやっていて、その人の名前で発表されるから、その人の研究としか見てくれないものですから、どうしても認知度が上がらない。経済産業省の例でいうと、経済産業研究所の研究者が何人もいて、この人達があちこちで発言するので認知度が上がります。競争政策研究センターも、こういったことができれば良いのですが、そのためには、多分、予算を上げる

必要が出てきてしまう。競争政策研究センターに所属する公正取引委員会の職員のうち、良さそうな人を選んで、アメリカに留学させて、博士号をとらせて、主任研究員にすれば、彼らが発言すれば認知度も上がると思います。現状のやり方だと、認知度を上げるには限界があると思います。

【鶴瀬総括審議官】　そうですね。今でも機会があれば、学会で職員が発表するというようなこともしているのですが。

【向井官房総務課企画官】　その他、ございませんでしょうか。

そうしますと、すべての議題が終わりましたので、本日いただきました御意見等を踏まえて、修正させていただきます。個別にまた御意見を伺いたいと思います。その後、7月末を目途に公表するというようなスケジュールにさせていただきたいと思います。

本日、お忙しいところ参加いただきまして、貴重な御意見、御質問をいただきましてどうもありがとうございました。引き続き、よろしくお願いいたします。

【鶴瀬総括審議官】　ありがとうございました。